

議案第10号

大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正について

大口町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成23年3月3日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、精神障害者医療費の助成拡大に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

大口町精神障害者医療費支給条例（平成19年大口町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「であるものとする」を「である者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）の規定による1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定による自立支援医療受給者証の交付を受けている者（前号に該当する者を除く。）
- (3) 精神病床において入院医療を受けている者（第1号に該当する者を除く。）

第6条第1項中「疾病」を「疾病又は負傷」に、「（通院医療においては、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第3号の精神通院医療に限り、入院医療においては、精神病床への入院治療に限る。）」を「（次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該受給資格者に対する当該各号に定める医療に関する給付に限る。）」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 第3条第1号に規定する者 全ての通院医療及び入院医療
- (2) 第3条第2号に規定する者 通院医療のうち障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第3号に規定する精神通院医療
- (3) 第3条第3号に規定する者 精神病床への入院医療

第7条中「この条例による通院医療による医療費の支給を受けようとする受給資格者は」を「第3条第1号及び第2号に規定する受給資格者は」に改める。

第8条中「第6条第1項の規定により通院医療による医療費の支給を受けようとする場合は」を「この条例による医療費の支給を受けようとする場合は」に改める。

第9条第1項中「通院医療」を「医療」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、受給者に支給すべき額の限度において、当該受給者が医療等に関し医療機関等に支払った費用を、

受給者からの申請により当該受給者に支払うものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町精神障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例により、精神障害者医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本町の区域内に住所を有する精神障害者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者<u>である者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）の規定による1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u></p> <p><u>(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定による自立支援医療受給者証の交付を受けている者（前号に該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(3) 精神病床において入院医療を受けている者（第1号に該当する者を除く。）</u></p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例により、精神障害者医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本町の区域内に住所を有する精神障害者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者<u>であるものとする。</u></p>
<p>(支給の範囲)</p> <p>第6条 町長は、精神障害者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（<u>次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該受給資格者に対する当該各号に定める医療に関する給付に限る。</u>）が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続に従い、そ</p>	<p>(支給の範囲)</p> <p>第6条 町長は、精神障害者の疾病について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（<u>通院医療においては、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第3号の精神通院医療に限り、入院医療においては、精神病床への入院治療に限る。</u>）が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないと</p>

新	旧
<p>の者に対し、その満たない額に相当する額（以下「医療保険自己負担額」という。）を精神障害者医療費（以下「医療費」という。）として支給する。</p> <p><u>(1) 第3条第1号に規定する者 すべての通院医療及び入院医療</u></p> <p><u>(2) 第3条第2号に規定する者 通院医療のうち障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第3号に規定する精神通院医療</u></p> <p><u>(3) 第3条第3号に規定する者 精神病床への入院医療</u></p> <p>2 略</p> <p>（精神障害者医療費受給者証）</p> <p>第7条 <u>第3条第1号及び第2号に規定する受給資格者は</u>、規則の定めるところによりあらかじめ町長に申請し、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する精神障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>（受給者証の提示）</p> <p>第8条 前条により受給者証の交付を受けた受給者は、<u>この条例による医療費の支給を受けようとする場合は</u>、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。</p> <p>（支給の方法）</p> <p>第9条 町長は、受給者が医療機関等で<u>医療</u>を受けた場合には、医療費として当該医療等を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関</p>	<p>きは、規則の定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額（以下「医療保険自己負担額」という。）を精神障害者医療費（以下「医療費」という。）として支給する。</p> <p>2 略</p> <p>（精神障害者医療費受給者証）</p> <p>第7条 <u>この条例による通院医療による医療費の支給を受けようとする受給資格者は</u>、規則の定めるところによりあらかじめ町長に申請し、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する精神障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>（受給者証の提示）</p> <p>第8条 前条により受給者証の交付を受けた受給者は、<u>第6条第1項の規定により通院医療による医療費の支給を受けようとする場合は</u>、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示するものとする。</p> <p>（支給の方法）</p> <p>第9条 町長は、受給者が医療機関等で<u>通院医療</u>を受けた場合には、医療費として当該医療等を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療</p>

新	旧
<p>等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、受給者に支給すべき額の限度において、当該受給者が医療等に関し医療機関等に支払った費用を、受給者からの申請により当該受給者に支払うものとする。</u></p>	<p>機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>町長は、受給者が医療機関等で入院医療を受けた場合には、医療費として当該受給者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療等に関し当該医療機関等に支払った費用を、受給者からの申請により、当該受給者に支払うものとする。</u></p>